

4月1日から

保険証が新しくなります

国民健康保険に加入している皆さんへ

平成19年4月からの保険証を、3月末日までに郵送しますので、保険証が届きましたら記載内容を確認してください。

4月1日(日)からは、新しい保険証を医療機関の窓口へ提出してください。

なお、現在の保険証の有効期限は3月31日(土)ですので、4月1日以降は自分で処分するか、国保年金課、各支所・出張所または各地区公民館に返してください。

国民健康保険 被保険者証	有効期限	記号	土浦
	平成20年3月31日	番号	1 2 3 4 5 6
氏名 生年月日 資格取得年月日 世帯主氏名 住所	富士塚 太郎	性別	男
	昭和15年11月3日		
	平成12年11月4日		
	富士塚 太郎		
	茨城県土浦市富士塚一丁目1番1号		
交付年月日	平成19年4月1日	保険者番号	0 8 0 0 3 6
保険者の所在地	茨城県土浦市下高津一丁目20番35号		一部負担金の割合
保険者の名称	土浦市		※裏面参照

この色は、一般が「赤色」、退職者は「緑色」です。

次のような方は、手続きが必要です！

□修学のため家族と離れて生活している方

保険証の交付を受ける学生の方は、在学証明書とはんこを持参して市役所国保年金課で申請してください。(支所・出張所では受付できません)

□職場の健康保険などに加入している方

すでに社会保険などに加入している方は、国保脱退の手続きが必要です。現在の健康保険証と国民健康保険証、はんこを持参して申請してください。

□外国籍の方

在留資格期限の更新をしていない外国籍の方は、国民健康保険の加入資格を失いますのでご注意ください。

☎ 国保年金課 (☎内線2296、2355)



国民健康保険の未納がある方は、市役所で更新してください！

国民健康保険加入の皆さんの医療費は年々増加し、国保財政は非常に厳しい状況です。市では、国民健康保険税の公平な負担をお願いするため、未納がある方には、納税の相談をした後で、新しい保険証を交付しています。未納がある方は分割納付もできますので、必ず納税相談をしてください。

なお、特別な事情がないのに国民健康保険税を未納のままにしておくと、状況に応じた措置をとることになりますのでご注意ください。

☎ 納税課 (☎内線2333、2348)

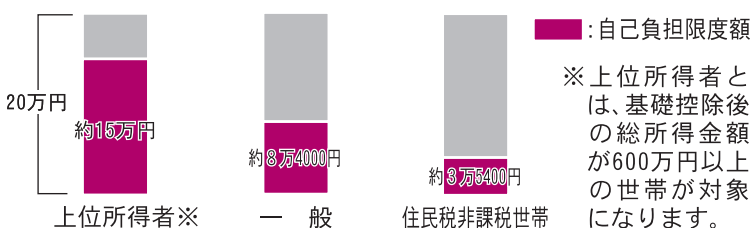


高額療養費の制度が変わります

入院時の負担が自己負担限度額まで！

現在、入院して医療機関に支払った1か月の医療費(保険診療分)が自己負担限度額を超えたとき、申請すると限度額を超えた分が高額療養費として後日戻ります。平成19年4月からは、医療機関に「限度額認定証」を提示することにより、自己負担が限度額までとなります。「限度額認定証」は、あらかじめ申請が必要です。国保年金課で手続きしてください。なお、国民健康保険税を完納している世帯が対象になります。

医療費(保険診療分)が20万円の場合の例



所得の申告が必要です

平成19年度の国民健康保険税の所得割額は、平成18年中(1~12月)の総所得額が基準になります。国民健康保険税の納税義務者、および加入者は申告が必要です。

ただし、次の方は申告の必要はありません。

- 所得税の確定申告や、市・県民税の申告をした方
- 給与支払報告書などが、職場から市役所に提出されている方

